

「公益社団法人」への寄付金に対する免税措置について

日頃より、本会へご支援を賜り感謝申し上げます。

皆さまからの「公益社団法人」へのご寄付については、次のように「所得控除」の適用が受けられることになっておりますのでご案内申し上げます。

【個人が支払った寄付金の控除について】

個人が公益社団法人等へ寄付を行った場合、確定申告を行うことで所得税が控除されます。

寄付金控除 (所得控除)	寄付金が 2,000 円を超える場合は、その年の寄付金から 2,000 円を差し引いた金額（ただし総所得金額の 40%が限度）が、課税所得から控除されます。
手続き	1. 2～3 月（通常 2/16～3/15）に所轄税務署で確定申告を行ってください。 申告の際に、領収書を添付してください。 2. 年末調整などでは控除できません。

◆ 寄付金控除に関する詳細は国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/> でご覧いただけます。

平成 24 年 10 月 1 日

公益社団法人才能教育研究会
本 部 事 務 局